

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)
の運用に向けて

1. 各市町村が地域防災計画等における避難勧告等の新たな判断基準を検討するには、国土交通省や都道府県の出先機関及び地方気象台との調整が必要となる。
2. 国土交通省は、この新たなガイドラインの改定にあわせ、各河川のはん濫危険水位等を見直すこととしており、この作業には1～2年の時間を要すると見込まれる。
3. 特に都道府県の出先機関は、これを機会として、それぞれの管内の自然災害の危険性について、改めて確認し、市町村からの要請に対応する準備をする必要がある。
4. 避難勧告が発令された際の避難行動として、避難場所(公民館等の避難所)への避難だけでなく、親戚や友人宅等への避難、場合によっては、屋内に留まる安全確保等、様々な避難の形態があることについて、啓発活動を行う必要がある。
5. 避難勧告等の発令の有無に関わらず、住民は自然災害が発生しそうな時の避難行動の原則について十分な理解がないと、実際の災害時には行動を起こすことが難しい。
6. 特に新しいガイドラインに沿って避難勧告等の発令基準を運用した場合、相当な数の「空振り」が想定される。このため、「空振りがあっても当たり前で、避難行動をとることが大事」という文化を形成することが重要であり、国や自治体が一体となって、この啓発活動を行う必要がある。



- ガイドラインは(案)を付して、平成26年度より試行する。
- 平成26年度の梅雨期までに、市町村の判断基準を見直すのは実質的に難しい。
- 平成27年度に向けて、地域毎に確認と見直し作業を求める。
- 国土交通省及び都道府県の出先機関、気象台は、市町村から助言を求められた場合に対応できる体制を構築する。
- 「避難勧告」「避難行動」に関する啓発活動を精力的に実施する。